

## 2 花瓶山自然環境保全地域



### 1 地域指定

- (1) 指定地域 花瓶山周辺一帯（大子町）
- (2) 指 定 昭和50年12月23日（茨城県告示第1307号）

### 2 保全計画の概要

#### (1) 地 域 の 指 定

本地域は、花瓶山を中心としたブナ、イヌブナなどを優占種としたスズカケブナ群集からなっており、優れた自然環境を形成している。

このように本地域の天然林は、自然度が高い状態を維持し、学術的にも貴重なものであるところから、これらの優れた天然林を保全し、及びこれらと一体となった優れた自然環境を維持するため自然環境保全地域に指定し、保全を図る。

## (2) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、茨城県の北西部に位置し、栃木県との県境に当たる地域で、区域内は海拔689メートルの花瓶山を最高に標高差300メートル程の山地となっている。地域全般にブナ、イヌブナ、ミズナラ、イタヤカエデなどの温帯性落葉樹が多く、沢沿いにはスギ、ヒノキの人工林が見られる。

また、沢の流れに沿ってワサビ、ハナネコノメソウ、ムカゴネコノメソウ、オオカサゴケなどが生育し、植物相からも学術的に重要な地域である。

### ア 植 生

山頂付近の森林は、ブナ、イヌブナ、ハウチワカエデ、アワブキ、ミズキ、タカノツメなどを優占とする温帯林で、草本層にはスズタケが多いが、オヤリハグマ、モミジガサ、ヤマトリカブト、フタバアオイなどが見られ、学術的にも価値が高い。

溪流に沿って両側には、チドリノキ、ミツデカエデ、メグスリノキ、イタヤカエデ、オオモミジなどのカエデ類が多い。草本植物では、ハナネコノメソウ、ムカゴネコノメソウなどが分布の北限に近い。

### イ 野生動物

動物相は、トワダカワゲラ等の多数の溪流昆虫や、ミヤマウズムシなどブラナリア類が生息し、トンボ類も多く、蝶類のミヤマカラスアゲハ、サカハチチョウ等も生息する。

野鳥では、ヤマドリ、キジをはじめウグイス、コジュケイなど確認された鳥は数十種に及んでいる。

## (3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

### ア 特別地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

花瓶山周辺の優れた天然林及び林内に群生する貴重な植生の保存に努める。

### イ 保全施設に関する基本方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等が必要に応じて設置する。

## (4) 地区の区域設定に関する計画

### ア 特別地区

当該地域の生態系構成上重要なもの

ブナ、イヌブナ、ミズナラ、イタヤカエデなどを優占種とする温帯林で植物相からも学術的に重要である。

名 称	位 置	区 域	総 面 積	土地所有別 面 積	摘 要
花 瓶 山 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	茨 城 県 久 慈 郡 大子町地内	茨城県久慈郡 大子町国有林 大子営林署 大子事業区 106林班 わ小班	ヘクタール  11.85	ヘクタール  国有地 11.85	ブナを優占種とするスズタケブナ群落とトワダカワゲラなどの昆虫、鳥類

イ 普通地区

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
花瓶山 自然環境 保全地域 普通地区	茨城県 久慈郡 大子町 地内	茨城県久慈郡大子町大字上野宮花亀の一部	ヘクタール  13.59	ヘクタール  民有地 13.59	ブナなどの温帯性植物とハナネコノメソウなどの草本類チョウ、トンボ類

総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
所有別	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地						
所有別面積 (ヘクタール)	0	0	0	11.85	0	0	11.85	0	0	0	0	13.59	11.85	0	13.59
地区別面積 (ヘクタール)	0			11.85			11.85			13.59			25.44		
地区別 (パーセント)	(0)			(47)			(47)			(53)			(100)		

(面積は公簿による。)

(5) 保全のための規制に関する計画

木竹の伐採に関する計画

木竹の伐採の方法及び限度

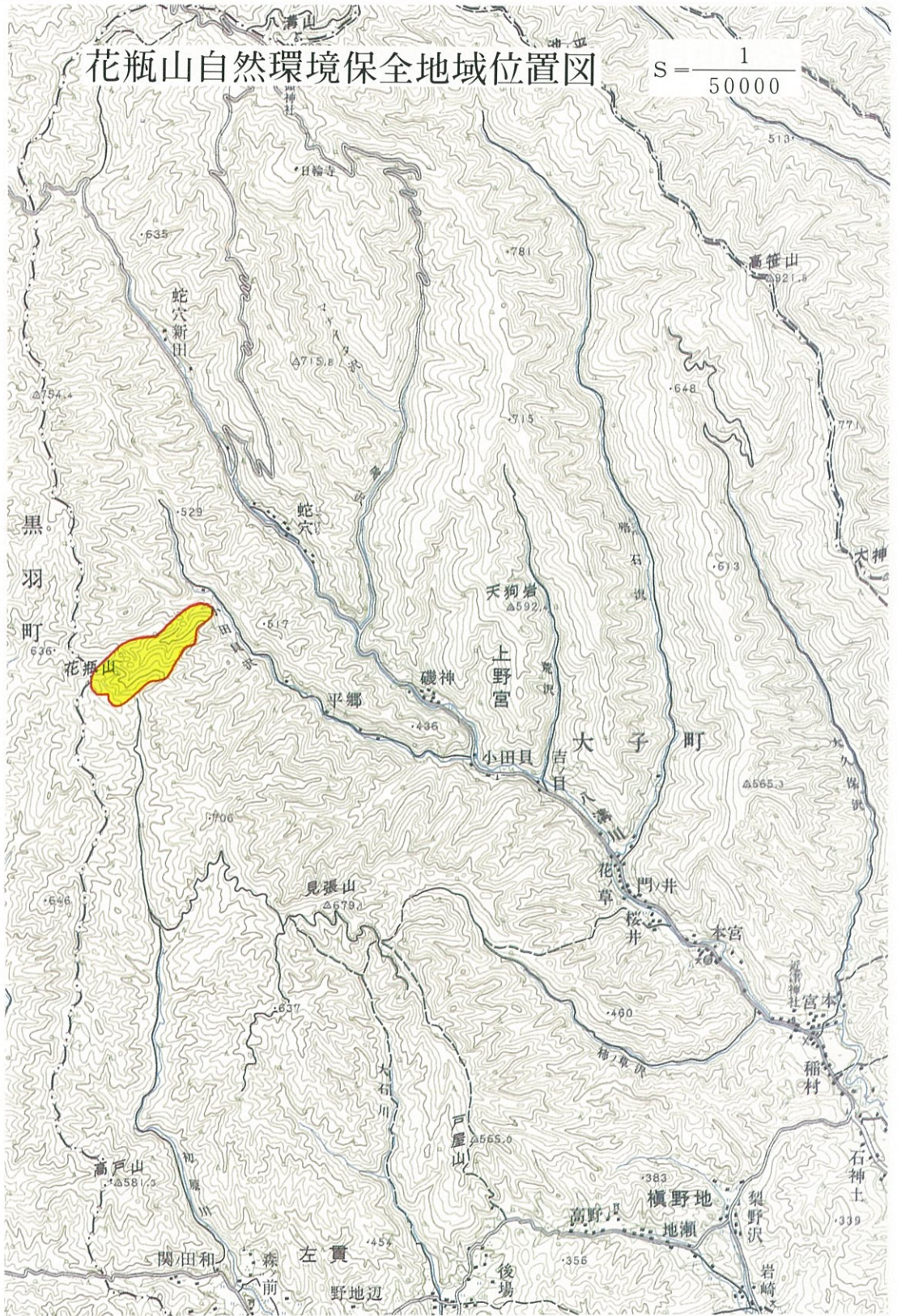
特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
花瓶山 自然環境 保全地域 特別地区	茨城県 久慈郡 大子町 地内	国有林 大子営林署 大子事業区 106林班 わ小班	ヘクタール  11.85	ヘクタール  国有地 11.85	木竹の伐採は原則として単木択伐(択伐率、現在蓄積の10パーセント以内)とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、択伐(択伐率現在蓄積の30パーセント以内)とする。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法 限度所有別	禁伐等			30パーセント 以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
所有別面積 (ヘクタール)	0	0	0	11.85	0	0	0	0	0	11.85	0	0
伐採方法限度面積 (ヘクタール)	0	0	0	11.85	0	0	0	0	0	11.85	0	0
％ (パーセント)	(0)			(100)			(0)			(100)		

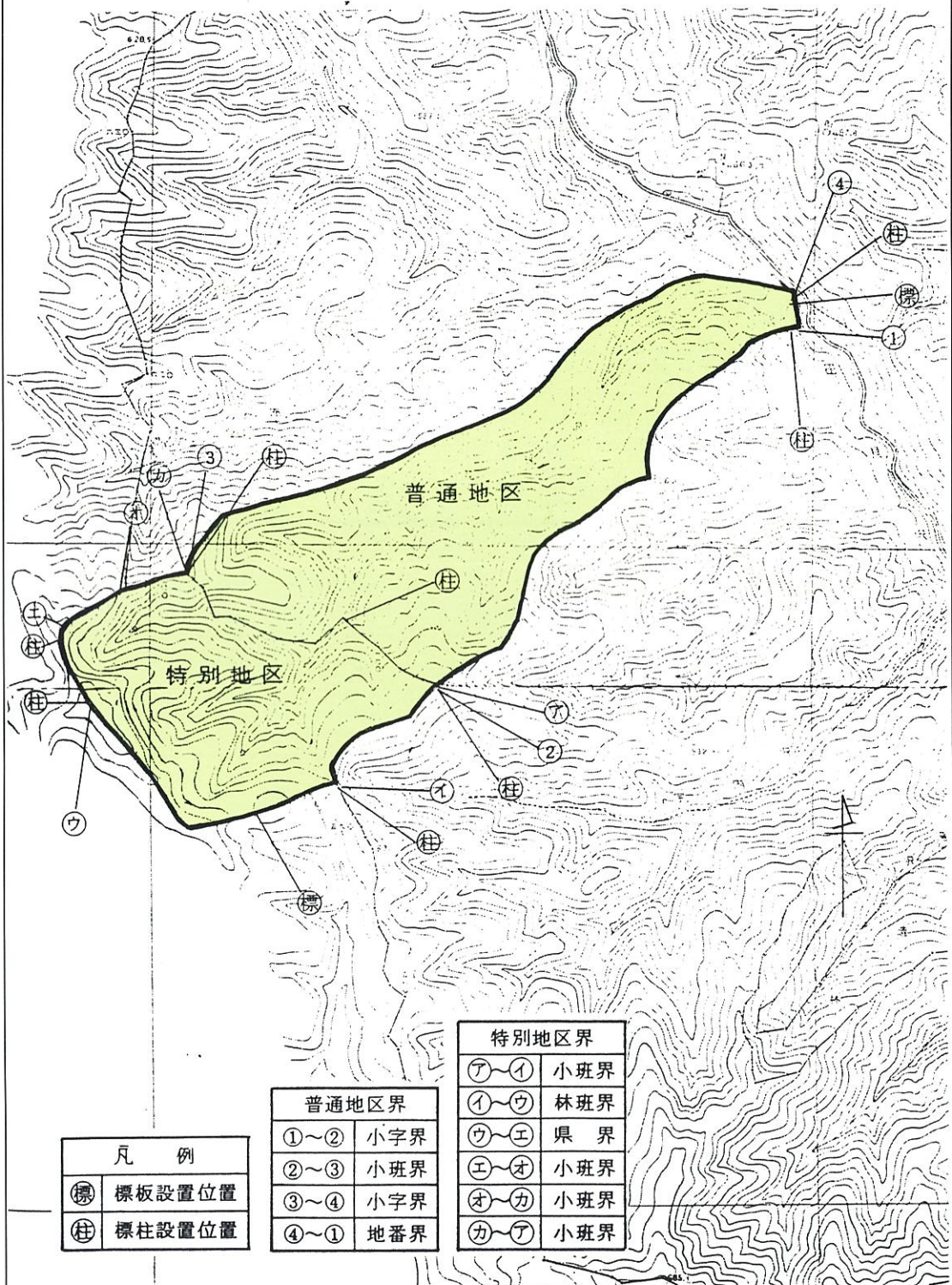
# 花瓶山自然環境保全地域位置図

S =  $\frac{1}{50000}$



# 花瓶山自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{10000}$$



凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置

普通地区界	
①~②	小字界
②~③	小班界
③~④	小字界
④~①	地番界

特別地区界	
ア~イ	小班界
イ~ウ	林班界
ウ~エ	県 界
エ~オ	小班界
オ~カ	小班界
カ~ケ	小班界